

皆さまからの声

お寄せいただきましたご意見等

平成29年5月31日

大阪市の歩きタバコ+自転車タバコが、まだまだ多いと思います。

海外からの観光客も多くいますし、個人的にも大変迷惑です。

そしてポイ捨ての原因にもなり、色々な人に迷惑しかかけていないと思います。

現状のままでは一向に減らないので、もっと具体的に規制を厳しくしていただきたいです。

浪速区役所や関係部署からの回答

平成29年6月14日

大阪市では、市民の皆様の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下、「条例」）を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促すとともに、有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」（以下、「路上喫煙対策委員会」）の答申を踏まえ、現在、「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」と「都島区京橋地域」を「路上喫煙禁止地区」（以下、「禁止地区」）に指定し、違反者に対し罰則（過料1,000円）を適用しています。

また、禁止地区以外での取り組みといたしまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」（市内69エリア）を設け、本市との協働の下、地域住民の方々や事業者の団体が主体となって、市民のマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める観点から、路上喫煙防止に向けた普及啓発活動に取り組んでいただいております。

さらには、平成28年度からは各スポーツ団体とも協働して路上喫煙防止にかかる普及啓発の強化に努めており、引き続き効果的でわかりやすい啓発活動を行ってまいります。

一方、国内や海外から大阪に来られる旅行者に向けては、無料の観光案内誌「るるぶFREE 大阪」、「まっぷる 大阪ベストスポット」に路上喫煙禁止地区の記事を掲載するとともに、大阪観光局ホームページの観光案内ページに、路上喫煙禁止区域についての情報を日本語だけでなく英語・中国語・韓国語での表記で提供しております。

本市といたしましては、地域の住民・事業者の皆さまとの連携を密にしながら、市民の喫煙モラルの向上、マナー定着に向けた具体的な取組を引き続き積極的に推進してまいります。